令和4年度与党税制改正大綱、公

民党および公明党は、「令和4 **表**—自民党·公明党 去る2021年12月10日、自

年度税制改正大綱」を公表した。

法人関連の主な改正事項は次

のとおり。

電子取引の取引情報における 『帳法の保存要件の宥恕措置

年1月1日以後の電子取引の取 る経過措置を講じる。2022 むを得ない事情があると税務署 を保存することができなかったや に従って電子取引の電磁的記録 2023年12月31日までに行う て、2022年1月1日から 電磁的記録の保存制度につい 引情報について適用する。 存要件にかかわらず、 長が認める場合等は、制度の保 電子取引について、その保存要件 電子取引の取引情報に係る 保存でき

インボイス制度の見直し

業者となることができる。 の登録日から適格請求書発行事 者の登録を受ける場合には、 30日までに適格請求書発行事業 年10月1日から2029年9月 について、免税事業者が2023 適格請求書発行事業者の登録 ・ そ

2023年10月1日以後、

仕

務省は、法務省令45号「会社法

部を改正する省令」を公布した。 施行規則及び会社計算規則の一

去る2021年12月13日、法

対象に係る改正会施規等、公布

-法務省

ウェブ開示によるみなし提供制

できる。 当する場合に限り、 者が行う課税資産の譲渡等に該 は、その課税仕入れが他の事業 入明細書等による仕入税額控除 行うことが

グループ通算制度の施行に

産価額に、その資産調整勘定等 が、子法人株式の帳簿価額とさ 国税額控除の見直しを行う。 等に伴う資産の時価評価や、 グループ通算制度に関する離脱 対応金額を加算できる。その他、 れるその通算子法人の簿価純資 法人株式を有する各通算法人 子法人の離脱時に、その通算子 投資簿価修正において、通算

槓極的賃上げ等の促進措置

用者に係る措置を改組し、青色 申告法人が2022年4月から 合の税額控除制度のうち新規雇 給与等の支給額が増加した場

> の場合は3%とする。 資本税制関係の見直し

等への源泉徴収を不要とする措 見直し、みなし配当額の計算方 法等の見直しを行う。 置、子会社株式簿価減額特例の 完全子法人株式等に係る配当

過大支払利子税制の見直し

得の金額についても適用する。 ない外国法人に係る国内源泉所 の国内源泉所得と、PEを有し 恒久的施設(PE)を有する外 国法人に係るPE帰属所得以外 人の法人税の課税対象とされる、 過大支払利子税制を、外国法

者給与等支給額の前期からの増 各事業年度において、継続雇用 加率が3%以上の場合、その増 加額の15%を税額控除できる。

5G投資促進税制の延長

年度の場合は15%、2023年 長する。税額控除率について、事 度の場合は9%、2024年度 業の用に供した時期が2022 見直しを行ったうえで、3年延

ラ月の祝榜						
日 付	項目	備考・コメント				
1月11日(火)まで (10日(月)が祝日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年12月分)	① 源泉所得税には復興 特別所得税の額を含む。				
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出					
令和4年1月31日(月)まで	③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付 ④ 給与支給報告書の市町村長への提出 ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年10月期) 2カ月延長法人(令和3年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ③ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、8月期) ① 固定資産税の償却資産に関する申告	5~⑩ 法人の事業年度 (課税期間)の終了日は 各月末日とする。 ⑦~⑧ 消費税課税期間 の短縮特例は適用後2 年間継続が要件である。				

2023年度末までに開始する

専門委員から「数値基準は、

かの方法による会計処理を認め

響を踏まえ、事業報告に表示す とするもの。 示によるみなし提供制度の対象 べき事項を、いわゆるウェブ開 照表および損益計算書に表示す べき事項の一部ならびに貸借対

布日から施行さ

ħ

知すれば、当該事項に係る情報 載し、そのURL等を株主に通 当該事項をウェブサイトに掲

> が株主に提供されたものとみな 慮しなければならない。 益を不当に害しないよう特に配 す。また、取締役は、 株主の利

新型コロナウイルス感染症の影

おその効力を有する。 総会に係る提供については、な 招集手続が開始された定時株主 効力を失う。ただし、同日前に 2023年2月28日限り、その

部分の区分等、検討 リース構成部分と非リース構成

ASBJ、リース会計専門委

リース会計専門委員会を開催し 業会計基準委員会は第106回 去る2021年12月6日、

主な検討事項は次のとおり。

里要性に関する定め

案が示された。 重要性の閾値に関して、現行 重要性

のガイダンスは設けないとする から、数値基準を設け、 のリース適用指針と同様に、数 を設けることについて、事務局 値を基礎とした簡便的な取扱い

企 は」との意見が聞かれた。 金額ではなく比率にするべきで

スを構成しない部分の区分 ースを構成する部分とリー

リースを構成する部分とリ

が行われた。

要性に関する定めについて審議

リースの会計処理における重

照)で事務局提案が示された については、次の2つのいずれ 固定資産税、保険料等の諸費用 とに、再提案が行われた。 が、その際に出された意見をも 1624)情報ダイジェスト参 会(2021年10月10日号(No ついて、第104回専門委員 スを構成しない部分の区分に (リース物件の維持管理に伴う に維持管理費用相当

経済合理性とはどういうことですか

手塚

仙夫

釈が成り立つ。 るかどうかで判断できるという解 であり、かつ社会に貢献できてい 事者のそれぞれの位置づけが明確 消費のどの分野に関わり、 取引当 うかは、ある行為が生産・分配・ るだろう。 この定義が正しいとい は一Tを含めたサービスも含まれ る。現代風に考えれば、「物」に ついての一切の社会的関係」とあ 物を生産・分配・消費する行為に 書によれば「人間の生活に必要な である。ここで経済とは、ある辞 的に理に適っているのかということ が思いつくのは、ある行為が経済 味を問われると説明が難しい。私 印象があるが、あらためてその意 いろいろな局面で使われるという つ前提で、「理」に適っているかど 経済合理性という言葉がある。 定資産あるいは経費などである。 債権・債務、消費行為であれば固

マを考えてみたい。 と、会計の分野のなかでこのテー ここでは、このような理解のも

売先は当該商品を取り扱う理由 ら納得を得られる者か、商品の販 まず商品が社会に貢献するものと るが、理に適っているかどうかは、 仕入れて他者に販売する行為であ 取り上げてみたい。これは商品を 人先は商品取扱者として第三者か して支持されるものかどうか、仕 たとえば、商品の販売行為を

> のなかのどれかに疑念を感じる場 をチェックすることになろう。こ がある。生産行為であれば原価計 配・消費のどの分野に属するのか あるいは目的が明確であるかなど 算や棚卸資産、分配行為であれば により、会計処理が変わる可能性 いということになるかもしれない。 すなわち経済合理性が確認できな 合、わが社の位置づけは生産・分 合、当該取引は何か問題がある、 また、新しい取引が発生した場

置づけと取引内容の確認を正確に を考え、取引当事者それぞれの位 取引も多くなってきている。 そん 基準では、合理的に説明が難しい れている。そのため、従来の会計 化しており、新たな商売も創造さ なときは、当該取引の経済的意味 行い、適切な会計処理を模索する 最近は、経済環境が大きく変

ぜこの時期にこの取引先はこの商 品をこれだけの量を必要としたの か、合理的な説明ができるかどう とまった取引が発生した場合、な 性的な見方ができる。 期末月にま 取引の発生状況なども経済合理

理に適っているかどうかの判断

は、一般人の常識で納得感を得ら 鵜呑みにせず、自分の常識で考え れは業界特有の慣行です」という れるかどうかが基本である。「こ て納得感があるかが重要である。 説明を聞くことがあるが、それを 経済合理性に疑念がある行為と

1 仕入れた先あるいはその関

係先に売る行為

注意が必要と思われる。 ないが、次のような行為は、 は、一概に決めつけることはでき

異な取引(たとえば多額な現 金取引など 代金の支払や回収条件が特

経営者の知人との多額な取

取引と条件が異なる取引 利益率が異常な取引や類似

が必要ではないかと考えている。 経済的に理に適っているかどうか はあるにしても、計画や見積りに る。この場合も経済合理性が判断 経済合理性も意外と難しいもので について、今一度再確認すること おける条件の設定等に際しては、 よくわからないというのが本音で 積りの要素を求める会計基準もあ のポイントになる。 将来のことは さらに最近は、将来の計画や見

る案が 示され

2 1 理費用相当額の合理的見積額 手が差し引く金額は、 合的な方法…「借手に財又 を差し引く IFRS16号「リー 取扱いを踏襲する方法…借 行リ 一ス適 用指針 · 조 と 維持管 にお ば 整 け

> の 成しない部分に配分する対 う金額は、 びコスト」について借手が支払 を構成する部分とリースを構 部とする方法 契約のなかのリース

貸手 どを示すことはなく、 難し 尃 門 から借手 い」との意見が聞 委 員 か に固定資産税額 ら は 実 ②の方法 品かれた。 務 で は

サービスを移転しない活動及

は

により、 回避でき、 向 I F R S 上が 会計 17号を修正し 比 校情報 上のミスマ あ た。 有 ッ これ

る。 用 のため、 は 始する事業 なお、 2 0 2 3 ഗ 今回 修 年度 を含む 正 日の修正に 年1月 芮 から適 容の適用 I F は 1 任意 用され 日以 R S を 選 適 降

用性 チ を

ഗ

77.8%

期 待され る

択 した場 回 合に 修 正 影響を受け څ چ 17

(凶表) 比較対象期间と適用基準								
	金融							
財務諸表の年次	2023年1月にも存在 する金融資産	2023年1月には存在しない金融資産	保険契約負債					
2022年	IAS39号 IAS39号		IFRS4号					
修正再表示した 2022年 IFRS9号		IAS39号	IFRS17号					
2023年	2023年 IFRS9号		IFRS17号					

あ

その

過程で、

両基準に

お

け

Ś

在し

な Ħ

金融資産

には

適用

しませんものはく本の甘滋

か

6

らであ こうし

開

始

 $\widehat{2}$

0 2 3 年 1 I F R S 9

月

初度適用に

向け、

現 年

在準備中で ・からの同時

る。

これ

は

号が

適

会社では2023

であることから、

多くの

保険

び

測 Ā S 39

定

が適 号

用されることにあ

金融商品

品

は整

合的

な会計基

が

行

わ

れ

た金融資産に

つ

V

て

「金融商品

認識

及

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満

令和3年度は、5.3%の増加見込みとなっています。

の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

公表の背景

F

RS17号とIFR

S 9

号

022年12月)

に認識

の中

止

開始

比較情報

]を公表した。

お

ŋ

修

正

再

表

示

する比

較対 から

期

間

(2022年1

月

FRS17号とIFRS9号

Ó \bar{I}

適

ミスマッ

チの原因

は

図表のと

A S B

は I F

R S 17号

保

) 険契

囲

の

修正が今回行わ

'n

を

部

修正

するため、

ミスマッチの原因と修正内容

去る2021年12月9日

Ι

するため、

I F R S 17

号

Ó

狭

比較情報に関する修正、

FRS17

号・9号の

適

用開始

時

A S B

ス

7 負

チ の間

が

生じる可

後性が認識

で ŧ

比

較

情

報

を

表

示

する

選

択

肢

債

で重大

な会計上

のミ

Ĭ F そこで、 な

R S 9

号と整合する方

法

した金融を

資

産

た。

このミスマッ

チを解消

分

類

上書き)

を認

はめるように

間に

におけ

る金融資産

と保険契 比較対象

過措置

の

湘違

か

Ş

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状 および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、 出資金または基金(以下、資本金)といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、 14.492 社 企業景気予測調査 対象企業物 11.282 計 回答企業数 (内閣府・財務省) 令和3年10-12月期調査 保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和3年10-12月期調査結果の概要です。 収 率 貴社の景況判断BSI([上昇]-[下降]社数構成比) (単位:%ポイント) ●貴社の景況 令和4年4~6月 令和3年10~12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は 令和3年7~9月 令和3年10~12月 令和4年1~3月 前回調査 現状判断 見通し 見通し 9.6%ポイントとなり、令和3年7~9月期以降2期連続の「上昇」超となっていま 7.2 3.8 す。中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。 全産業 3.3 9.6 先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中 3.1 製造業 7.0 7.9 6.2 小企業は令和4年4~6月期に「上昇」超に転じる見通しとなっています。 非製造業 1.5 10.4 7.7 4.2 ●国内の景況 10.0 0.2 10.7 7.8 全産業 令和3年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は 製造業 0.0 6.7 5.1 9.8 22.0%ポイントとなり、令和2年10~12月期以来4期ぶりの「上昇」超、中堅 非製造業 0.2 11.9 8.6 10.0 企業、中小企業はいずれも「上昇」超となっています。 全産業 ▲18.0 0.5 **▲**3.0 **▲**7.6 先行きを全産業でみると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業 製造業 **▲**18.1 1.3 **▲**4.0 1.6 は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は令和4年1~3月期に「下降」超に 非製造業 ▲8.3 **▲**17.9 **▲**3.8 0.3 転じる見通しとなっています。 国内の景況判断 BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位:%ポイント) 令和3年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業は 14.7%ポイントとなり、平成23年9月末以降42期連続の「不足気味」超とな 令和3年7~9月 令和3年10~12月 令和4年4~6月 令和4年1~3月 り、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。 前回調査 現状判断 見通し 見通し 11.6 9.3 先行きを全産業でみると、大企業は「不足気味」超で推移する見通し、中堅 全産業 **▲**1.4 22.0 企業、中小企業はいずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。 製造業 4.9 17.7 11.2 7.1 令和3年度は、4.0%の増収見込みとなっています。 非製造業 **▲**4.4 24.0 11.8 10.3 売上高 業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。 **▲**7.4 20.8 15.4 全産業 11.1 令和3年度は、17.5%の増益見込みとなっています。 製造業 ▲0.3 18.5 12.1 14.2 経常利益

非製造業

製造業

非製造業

全産業

▲9.5

▲27.8

▲26.4

▲28.1

21.4

1 1

3.6

0.7

15.8

35

8.5

2.5

10.8

▲29

▲0.2

▲3.4

慮したのかもしれない。

ラガル

この10日間に公表・公布された経理関係重要注損等

との10日间に公衣・公布と102社住民床里安広院寺							
日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号			
2021年12月6日	「現在開発中の会計基準に関す る今後の計画」の改訂	ASBJ	実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」に関して、適用期限を1年間延長する公開草案を2021年12月公表目標とすることを明記した。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2021_1206.pdf				
2021年12月10日	監査基準委員会報告書580「経 営者確認書」の改正	JICPA	収益認識会計基準の公表および金融商品会計基準等の改正を踏まえ、「付録2 経営者確認書の記載例」を改正するもの。本改正に伴い、監査・保証実務委員会報告83号「四半期レビューに関する実務指針」の適合修正が行われている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211210afb.html	_			

物価 ている。ドル/円は10月以降上 為替市場でドル高傾向が続 動向や政治リスクがドル

融

因

逆にアメリカでは、パウエ

る。欧米間の市場金利格差が拡 ル台前半へ、ほぼ一本調子の下 に1・2ドル台前半から1・1ド ドルは、5月末から11月末まで 顕著になっている。ユーロ/米 円のみならず、対欧州通貨でも 付けた。ドルの堅調地合いは対 4年8カ月ぶりに115円台を 昇が加速し、11月下旬にはほぼ 大しているためだ。 台に同様の下落傾向を示してい 1・4ドル台前半から1・3ドル 英ポンド/米ドルも同期間

銀行は利上げに積極的ではな とによる外為市場への影響を考 していないなか、 と同じであり、日銀、 時点ではパウエル米FRB議長 **緯がある。この考え方は、この** 的」として利上げを見送った経 は、市場の大方の見方と異なり、 銀行であるイングランド銀行 い。11月4日、イギリスの中央 る金融政策がある。欧州の中央 「インフレ率の高止まりは一時 **!行、米FRBが利上げを実施** 先陣を切るこ 欧州中央

ド欧州中央銀行 然ガスパイプラインの停止を引 性が、ロシアとドイツを結ぶ天 ウクライナへの軍事侵攻の可能 も11月3日、2022年中の利 き起こすおそれなど、欧州経済 発言している。その後の新型 日程を視野に入れる状況ではな コロナウイルス「オミクロ 上げの可能性は非常に低い、と へ与えるリスクもあり、 変異株の出現や、ロシアの E C B 利上げ

通しが異なる状況となった。 クが続けば、目先はドル高が持 が拡大し、東欧地域の政治リス 上昇している。インフレ率格差 コアが4・9%と2・6%と各々 る前年同月比の消費者物価指数 近のアメリカとユーロ圏におけ された。欧州とは金融政策の見 識するよりインフレ抑制が強調 認識され、景気や雇用情勢を意 備に向かう姿勢の強さが市場に 議会証言で、FRBの利上げ進 FRB議長が11月30日に行った 続する可能性がある。 総合が6・8%と4・9%

証

背景には、2つの地域で異な

インフレが新たな市場リスクに

待されたレベルに至っていな が続いている。そのため、欧米 をみると、感染上位国はG7メ 脅威の程度は低いという指摘も だが、重症化率、致死率は低く、 主要国では景気回復の勢いが期 くの国で経済・社会活動の規制 ある。しかし、コロナ禍の状況 大しつつある。ただ、オミクロ ンバーの経済大国が大半で、多 ン株については、感染力は強力 オミクロンの感染が世界的に拡 新型コロナウイルスの変異株 れば、金融・証券市場では、 このようなインフレ状況に

給が不調であり、関連物資の価 が始まっている。 む他の先進国も卸売物価の急騰 高水準となってきた。日本を含 者物価の上昇率が何十年振りの アメリカでは、卸売物価、消費 格高騰が続いている。経済大国 を筆頭に産業の原料・部品の供 禍の影響もあって石油や半導体 十分とはいえないのに、コロナ ところが、世界の需要回復は

してきた。しかし、ここへきて もので、企業の生産が増加して まな要因が重なって現実化した 策手腕を信頼し、高インフレに 市場は米FRBの状況判断、 いけば短期間で終息すると主張 ンフレは景気回復に伴うさまざ も何ら動じない。FRBは、 われるが、焦点となっている米 する大問題に浮上してきたと思 インフレは、証券市場が直面

場の反応は薄い。国家資本主義 問題はここへきて、社債の一部 このような動きであれば、 市場では金利の変動はごくわず の中国ゆえに国家が問題沈静化 業・恒大グループのデフォルト の株価も右へ倣え、である。 次第に戻りつつある。米市場が クで調整か、と思われた株価も かであり、 かしくないが、金融の中心・米 を図ると考えているのだろう に利払い遅延が発生したが、市 れてきた中国の巨大不動産企 て、大きなリスクとして指摘さ また、世界の証券市場にとつ オミクロン・ショッ

場にやさしいFRBの政策は インフレに対する発言が少し変 つまで続くかが注目される。 化してきたとの見方もある。

株価下落となってもお